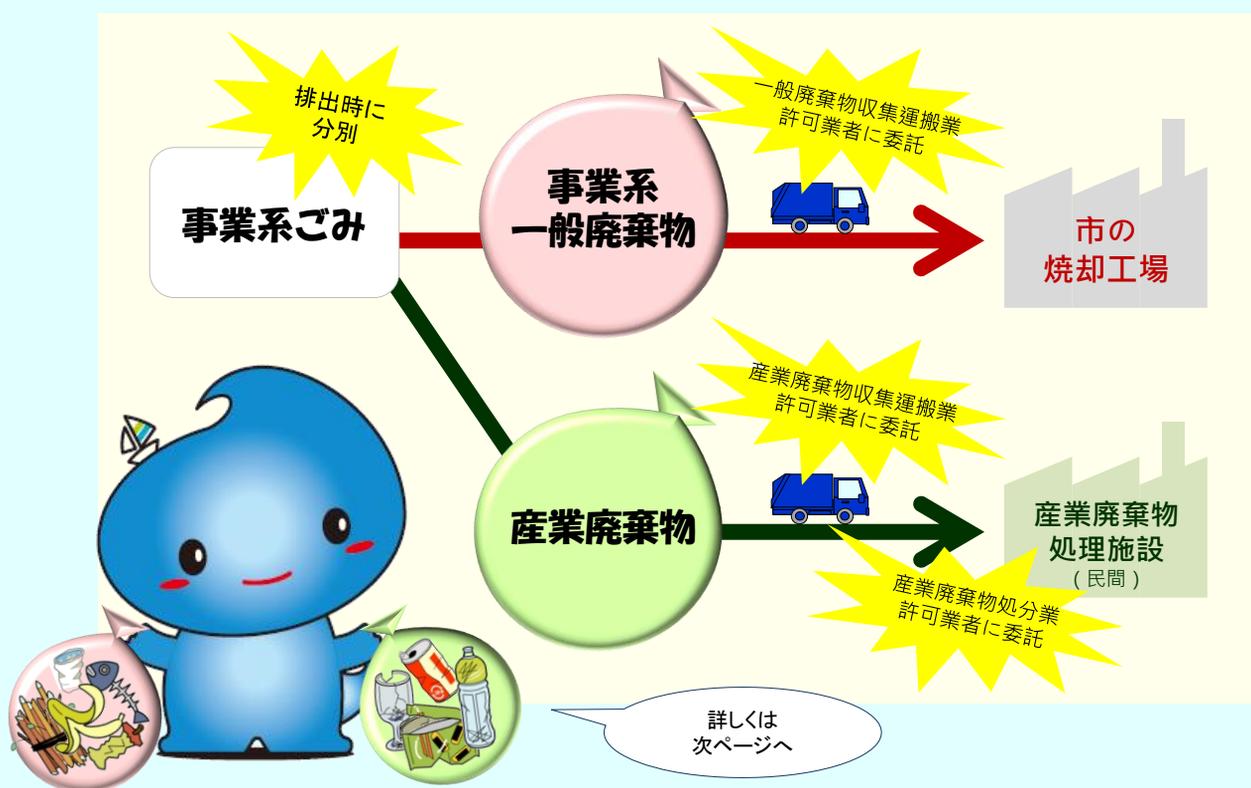


事業系ごみ 適正処理の手引き

～ 分別と適正な処理について ～

あなたは、事業所等から排出されるごみを、**あなたの責任において適正に処理しなければいけません**。本手引きを参考に、ごみの適正処理にご協力をお願いします。



事業系ごみを家庭ごみ集積所に出してはいけません！

このような行為は不法投棄として厳しく処罰されます。

ごみを保管する際は飛散防止の対策をしてください。

カラスや猫、風などによるごみの飛散が報告されています。ネットや容器の使用をお願いします。

事業系ごみとは

「事業系ごみ」とは、店舗、事務所、工場などの事業所から排出されるごみの総称です。

事業系ごみは大きく分けて「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」の2つに分類されますので、それぞれを適正に分別して排出してください(右ページ参照。)

許可業者への処理委託について

「許可業者」とは、県または市から廃棄物の収集や処分の許可を受けた業者をいいます。

事業系ごみの処理を委託する場合は、ごみを排出する事業者自らが許可業者と契約する必要があります。

○ 事業系一般廃棄物

運搬を委託する場合は、市の許可を受けている業者(一般廃棄物収集運搬業許可業者)と契約しなければなりません。また、ごみを排出する事業者が直接市の焼却工場に持込むこともできます(手数料が必要です)。

○ 産業廃棄物

運搬、処分を委託する場合は、県または市の許可を受けている業者(産業廃棄物収集運搬業許可業者、産業廃棄物処分業許可業者)と運搬、処分のそれぞれを書面で契約しなくてはなりません。

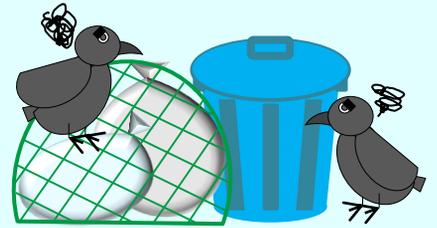
処理費用、分別方法、排出場所、回収頻度・時間などの詳細な契約内容については、許可業者と相談して決めてください。市内の許可業者がつくる組合の連絡先は以下のとおりです(日本語対応のみ)。

横須賀市一般廃棄物協同組合 ☎ 046-824-7340 / 横須賀環境事業協同組合 ☎ 046-822-5321

排出事業場における事業系ごみの保管について

事業所でごみを保管する際は、以下のことに気をつけてください。

- ✓ 事業系一般廃棄物と産業廃棄物は分けて保管してください。
- ✓ ごみの飛散、流出、悪臭の発生がないように保管してください。
- ✓ ねずみ、蚊、ハエ、その他の害虫が発生しないようにしてください。
- ✓ 屋外で保管する場合は、カラスや猫などによる被害防止のために、ネットや容器等を用いてください。



事業系ごみの処理のステップアップ

事業系ごみには、リサイクルが可能なもの(資源物)も多く含まれていますので、資源物の分別及び再資源化にご協力をお願いします。

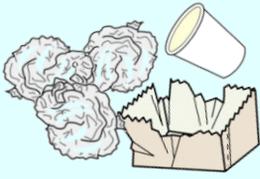
〈資源物の例〉

【紙類】段ボール、新聞紙、広告、雑誌、本、コピー用紙、シュレッダー紙、牛乳パック 【動植物性残さ】魚の内臓 など

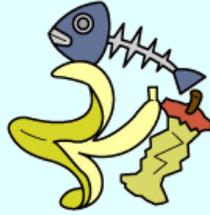
処理を委託する場合は、許可業者にご相談ください。



事業系一般廃棄物ってなに？



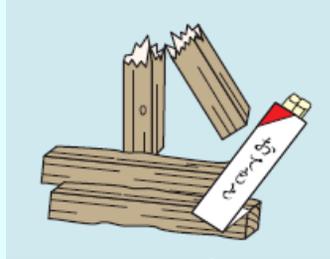
紙コップ、ペーパータオル、汚れた紙など



生ごみ（注1）



汚れた布類
（天然繊維に限る）



木くず類（注2）

事業系一般廃棄物とは事業系ごみのうち産業廃棄物以外のごみを指します。

例えば、以下のものが該当します。

- 事務所、店舗などから出される紙くず（コースター、使い捨てのお絞り）。
- 飲食店、小売店、従業員食堂から排出される残飯、調理くず、生ごみ、コーヒーかすなど。
- 天然繊維（綿、麻など）の服、布類。
- 割り箸、つまようじなどの木くず。

（注1）食品製造業等から排出される原料がごみとなったものは産業廃棄物に該当します。

（注2）建設業等から排出される木くずなどは産業廃棄物に該当します。



産業廃棄物ってなに？

産業廃棄物とは事業系ごみのうち法等で定められた20種類の品目が該当します。

たとえば以下のものが該当します。



PETボトル、発泡スチロール、プラスチック包装類



食用油（固めたものも含む）
ワックス類

- 不要になったプラスチック類（お菓子の袋、ラップ、ラミネートされた紙など）
- 調理場から出る食用油。ワックス類。
- 従業員の飲食に伴い排出されるペットボトル、空き缶、弁当容器など。
- 空き瓶、ガラス類、陶器類。
- 合成繊維（ポリエステル、ナイロンなど）の服、布類。



缶、傘、金属類



グラス、ビン、陶磁器類

※ 産業廃棄物の分別方法は、委託する許可業者と相談して決めてください。

事業系ごみに関するQ&A

Q.1: どうして事業系ごみは市で収集しないの？

A.1: 事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自ら適正に処理する責任があるためです。事業者が自ら許可業者と契約し、処理料金を支払う必要があります。

Q.2: ごみは少量しか出ないのに許可業者と契約しなければいけないの？

A.2: 契約する必要があります。少量しかごみが出ない事業所向けに、前払いの有料ごみ袋を準備している許可業者もあります。詳しくは許可業者にご確認ください。

Q.3: 許可業者と契約するにはどうすればいいの？

A.3: ごみの種類や量に応じて条件の合う許可業者を選び、個別に契約してください。

Q.4: 許可業者と契約したら、どこにごみを出せばいいの？

A.4: 許可業者と契約する際にごみを出す場所を決めてください。個別収集が原則です。公道や家庭ごみ集積所に出すことはできません。

Q.5: 市の施設に直接搬入することはできるの？

A.5: 市内で発生した事業系一般廃棄物は、市の焼却工場に搬入することができます（手数料が必要です）。産業廃棄物は市の焼却工場へ搬入できません。

Q.6: 事業系ごみを家庭ごみ集積所に出したらどうなるの？

A.6: 法律違反（不法投棄）となり、罰則（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金）の対象となります。市では警察と連携して、排出者特定の調査を行っています。
事業系ごみは家庭ごみ集積所に出すことはできません。

Q.7: 事務所が一般の集団資源回収を利用することはできるの？

A.7: 利用できません。資源物または事業系ごみとして適正に処理してください。

Q.8: ごみを自分で焼却してもいいの？

A.8: 庭や路上でドラム缶などを利用して焼却することは、法律で禁止されています。焼却は法が定める規格に適合した焼却設備でしかできません。

お問い合わせ先

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市 資源循環部 廃棄物対策課

TEL 046-822-8523 / FAX 046-823-0865

横須賀市ホームページ

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>
ホーム>産業・まちづくり>産業廃棄物・事業ごみ

